

苫小牧イノベーション基盤構築事業委託業務仕様書

1 業務名

苫小牧イノベーション基盤構築事業委託業務

2 契約期間

契約締結日から平成29年3月31日（金）まで

3 業務の目的

本市への移住・定住を促進させていくために、

①移住・定住に係る本市の課題を抽出し、課題テーマ毎の解決に向けたイノベーション技術提案のマッチングを図る。

②実現性の高い技術について、実証試験等を実施し課題解決を図る。

以上のことに取り組む必要がある。

そこで、本市でのイノベーション基盤構築に向けた調査・分析を行い、地域の課題を抽出するとともに、推進組織の設立と研究会の企画・運営、都市部のシーズ・アイデア等を活用した課題解決に向けたマッチングイベントの開催、実証実験・インターンの支援などを行い、移住・定住に向けた魅力的な環境を整備することを本業務の目的とする。

4 参加資格要件

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと

(2) 参加意向書提出日から契約締結の時までのいずれの日においても、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定により、指名停止されていないこと。

※ 参加資格については、単独企業、共同企業体（JV）どちらでも参加可能であるが、共同企業体（JV）で参加する場合、(1)、(2)の参加資格要件は、全ての構成員が満たしていること。また、共同企業体（JV）の結成に係る協定を締結していること。

5 業務の内容

(1) 移住・定住に向けた推進組織の設立・運営

ア イノベーション基盤構築に向けた調査・分析

(ア) 移住・定住、就業に係る地域課題やニーズの整理

移住・定住、就業に関する意識調査（アンケート調査等）を実施し、地域課題やニーズの把握を行う。また、市内企業に対してヒアリング調査を実施し、労働力確保や労働環境改善、企業間連携等の現状及び課題の整理を行い、市内での創業・企業誘致ニーズの把握を行う。

(イ) 課題解決に向けた施策案の検討

「(ア) 移住・定住、就業に係る地域課題やニーズの整理」の結果を踏まえ、市内企業や課題にマッチする域外ベンチャー企業のリスト化・リストアップを行う。また、課題に対応する解決策の検討に向けて、企業間のマッチング案等の検討を行う。

(ウ) 自立可能な組織設計及び資金メカニズム設計

財源面等で自立した事業展開や推進組織の運営に向けて、移住・定住に向けた推進協議体{(仮称) 苫小牧イノベーション基盤推進協議会}の機能を検討する。また、自立可能な資金メカニズム設計に関しては、本事業に関わる団体・人に及ぼす社会的な価値・効果の整理を行うとともに、投資家等からの資金調達方策について検討する。

なお、資金メカニズムの検討の際には、その分野に知見を有する学識経験者のアドバイスを受けることとし、受託者が事前調整を行った上で企画提案することとする。

イ イノベーション基盤構築に係る研究会の企画・運営

行政及び市内の民間企業・教育機関・金融機関に加え、都市部のベンチャー企業・投資ファンド等から構成される「(仮称) 苫小牧イノベーション基盤推進協議会」を設立・運営する。

研究会においては、「ア イノベーション基盤構築に向けた調査・分析」にて実施された調査結果や検討結果の確認・評価を行うものとする。

(想定回数)

- ・研究会の開催：契約期間内 6 回程度
- ・研究会参画メンバー：10 名程度

ウ 調査・検討結果の取りまとめ

「(ア) イノベーション基盤構築に向けた調査・分析」、 「(イ) イノベーション基盤構築に係る研究会の企画・運営」における調査・分析結果内容を報告書として取り纏める。

(2) 都市部のシーズ・アイデア等を活用した課題解決に向けた実証実験・インターン

ア マッチングイベントの開催

市内企業及び教育機関と都市部のベンチャー企業等とのマッチングに向けたイベントを開催する。なお、イベントに係る費用(イベント会場費、域外ベンチャー企業の交通費、宣伝費等)は事業費に含まれるものとする。

(想定回数)

- ・マッチングイベント回数：市内にて 2 回開催

イ マッチング後の実証実験・インターン実施

「ア マッチングイベントの開催」等によりマッチングされた企業による地

域課題解決に向けた実証実験やインターンの実施に向けた支援を行う。

(想定回数)

・実証実験・インターン実施件数：3回程度

(3) 移住・定住に向けたインセンティブツアーの企画・運営

マッチングイベントに参加した域外ベンチャー企業に対しては、市内の企業立地的な魅力や支援制度を伝えるインセンティブツアーを含めた移住体験などをあわせて行い、事務所の移転等を視野に入れた提案を行う。

(想定回数)

・ツアー実施回数：1回

・ツアー参加企業数：マッチングイベント参加企業に加えて、5社程度

(4) 事業実績報告書の作成

上記(1)～(3)の結果を報告書にとりまとめる。報告書は、グラフ等データやイラスト、写真を盛り込み、わかりやすいものとなるように工夫する。

(5) 電子データ

上記(4)の報告書や添付図表等の電子データをUSBメモリ等の電子記憶媒体に記録して納品するものとする。

6 業務上の留意事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案内容を基本とするが、市と受託者が協議し決定する。

(2) 各種調査検討に当たっては、市の人口ビジョン及び総合戦略や総合計画を勘案するとともに、推進組織の審議内容を反映させながら進めるものとする。

7 その他

(1) 成果品に関して生ずる著作権及びコンテンツの2次使用の権利等は本市に帰属させるものとする。

(2) 業務の実施に際し、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において、必要な権利処理を行うものとする。